

## 横芝光町の環境対策事業について

騒音区域の拡大に伴い、町が実施する「世帯への助成」にかかる環境対策事業について次のとおり見直しを行いました。新たに第1種区域に指定された地区についても、令和2年度から補助の対象となります。

## ①民家防音家屋空調施設維持管理補助金

空港会社や共生財団等による防音工事実施済み世帯へ、防音工事に伴い設置したエアコンの台数に応じた維持管理費の一部を補助する。（貸家等は除く。）

## （見直し概要）

## ・単価の増額

	現行（令和元年度）	拡大後（令和2年度）
対象地区	第1種区域 準谷間地域 隣接区域	第1種区域 隣接区域
補助内容 （年額）	第1種区域 1台：50,000円 2台：70,000円 3台以上：80,000円	第1種区域 1台：70,000円 2台：100,000円 3台以上：130,000円
	準谷間地域 1台：25,000円 2台：35,000円	
	隣接区域 省略	隣接区域 省略

※令和元年度準谷間地域は、令和2年度全て第1種区域となった。

※防音工事の完成時期によるが、おおむね防音工事実施の翌年度から交付。

対象者へは2月下旬頃申請書等を町から送付。

## ②騒音地域補助金（税軽減分）

第1種区域内にある居宅及び居宅の建つ宅地に係る固定資産税の一部を補助する。

## （見直し概要）

## ・補助率の増額

	現行（令和元年度）	拡大後（令和2年度）
対象地区	第1種区域	現行どおり
補助内容	固定資産税の40%相当額	固定資産税の50%相当額

※固定資産税の軽減であることから、固定資産税に滞納がある場合は交付無。

※対象者へは12月下旬頃申請書等を町から送付。